

火災予防と法令改正

事業者指導課集団指導 防火講習
(平成26年3月4日・7日)

岡山市消防局
予防課指導係

1 消防法施行令等の一部改正
(平成25年3月27日公布)

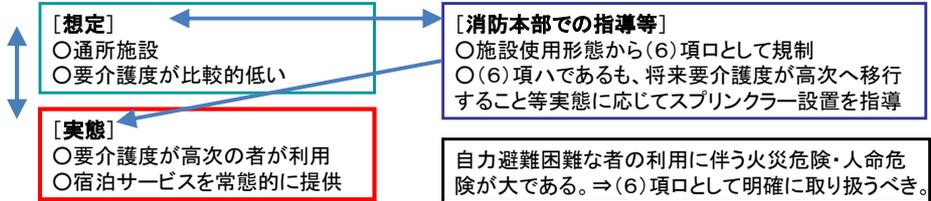
用途の取扱について
別表第1 (6)項

社会福祉施設に係る火災予防上の実態に応じた用途区分の見直し

老人デイサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設に係る用途区分の見直し

【検討の背景】

老人デイサービス、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設



施設の実態、指導に即した消防法施行令別表第1の見直しを早急に行うべき

検討結果

- 上記3施設を中心に、老人福祉施設、児童福祉施設を実態に応じて(6)項口又はハに位置づけ
- 施設名称の列挙は例示的な列挙とし、(6)項口又はハに該当する施設に類する施設を新たに(6)項口又はハに位置づけ

政令・省令の改正

消防施行令等の一部改正の概要(6項口)

老人短期入所施設	(1)高齢者
養護老人ホーム	
特別養護老人ホーム	
軽費老人ホーム ※1	
有料老人ホーム ※1	
介護老人保健施設	
老人短期入所事業	
小規模多機能型居宅介護事業 ※1	
認知症対応型老人共同生活援助事業	
その他これらに類するもの(一総務省令)	
救護施設	(2)生活保護者
乳児院	(3)児童
障害児入所施設	(4)障害児
障害者支援施設 ※2	(5)障害者
短期入所施設・共同生活援助 ※2 (ハにおいて「短期入所等」)	

※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。 ※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

消防施行令等の一部改正の概要(6項ハ)

老人デイサービスセンター	(1)高齢者
軽費老人ホーム ※1	
老人福祉センター・老人介護支援センター	
有料老人ホーム ※1	
老人デイサービス事業	
小規模多機能型居宅介護事業 ※1	(2)生活保護者
その他これらに類するもの(一総務省令)	
更生施設	(3)児童
助産施設・保育所・児童養護施設	
児童自立支援施設・児童家庭支援センター	
一時預かり事業を行う事業	
家庭的保育事業を行う施設	
その他これらに類するもの(一総務省令)	(4)障害児
児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設	
児童発達支援・放課後等デイサービス	(5)障害者
身体障害者福祉センター	
障害者支援施設 ※2	
生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助 ※3	

※1 ロ(1)に掲げるものを除く。

※2 ロ(5)に掲げるものを除く。

※3 短期入所等施設を除く。

2 消防法施行令等の一部改正 (平成25年12月27日公布)

○福知山市花火大会火災

○長崎市認知症高齢者グループホーム火災

○福山市ホテル火災

における最近の火災の事例を踏まえ

- ① 対象火気器具等の取扱いに関する基準の強化
- ② スプリンクラー設備設置基準
- ③ 自動火災報知設備の設置基準
- ④ 消防機関へ通報する火災報知設備の基準

の見直しを行うほか、関連する省令の規定等について必要な基準の見直しを行うものである。

政令改正について ①

消防法施行令5条の2

対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し

・対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することを条例制定基準として定める。

※条例(例)を別途改正予定。



政令改正について ②

消防法施行令12条

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設における
スプリンクラー設置基準見直し

(延べ面積275㎡以上→275㎡=原則0㎡)

- (1)令別表第1(6)項口(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- (2)令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物
(介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。)

- 例外として、延焼抑制構造を持つ施設は設置不要。
- 介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設は275㎡を据え置く。

政令改正について ③

消防法施行令21条

自動火災報知設備の設置基準の見直し

・ 小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等(自力避難困難な者が入所するもの以外のもの(※))に対して、自動火災報知器の設置を義務化する。

(延べ面積300㎡以上→300㎡未満=原則0㎡)

※自力避難困難な者が入所する社会福祉施設については、既に義務付けあり。

- (1)令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物
- (2)令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

政令改正について ④

消防法施行規則25条

火災通報装置の設置基準の見直し

・ 自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における火災通報装置について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

- (1)令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

- ・ 例外として、火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設定されているものは除く。

3 火災の状況と防火安全対策

主な建物火災の状況

そこから見えるもの

主な建物火災の状況 <small>[昭和40年代以降]</small>					
	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	洪川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	8	社会福祉施設
	H25. 10	福岡市診療所火災	10	5	診療所

認知症高齢者グループホーム等火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- ア 消防機関への通報について→ 自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。
- イ 従業員による初期対応について→ 消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。
- ウ 構造上の課題について→ 防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。



ソフト面(防火管理や近隣応援体制など)の対策と、
ハード面(建築構造や感知・通報・消火設備など)の
対策を総合的に実施することが必要

3 防火管理と訓練

火災予防

訓練に勝る王道なし

消火・通報・避難訓練

訓練の必要性

火災の発生を予測できませんが、火災が小さいうちなら消すことができます。

誰も予想外の突発事故に遭遇するとパニックに陥りやすいものです。もしも火災が起こってもパニックにならず行動するには、仮想の訓練の繰り返しにより職場を守る事が出来ます。

訓練の通報

年2回以上行なう消火訓練や避難訓練の前に、予め消防署に通報が必要です。訓練結果は、記録として残すことにより、以後の効果的な消防訓練の実施につながりますので記録を残すことが大切です。

訓練の内容

訓練は万一災害が発生したときにとるべき行動を事前に学び、その行動要領を身に付けるものです。災害想定の内容を工夫して応用しましょう。

PDCAサイクルを身に付けましょう。

主な訓練内容

(1) 通報・連絡訓練

119番通報のしかた、自動火災報知設備や放送設備の使用方法を習得する。火災を発見してから119番通報、館内連絡、防災センター等への連絡を行う。

(2) 消火訓練

建物内に設置してある消火器や屋内消火栓の操作方法を実習し習得する。

(3) 避難訓練

階段・避難設備等の位置、操作方法を習熟し、避難者を階段などの避難経路を使って安全な場所まで避難誘導するとともに、防火戸や防火シャッターの閉鎖訓練を行う。

家でも職場でも

トラッキング火災から

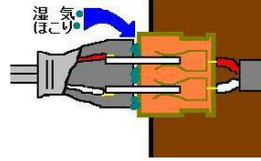
家と職場を守りましょう

トラッキング現象

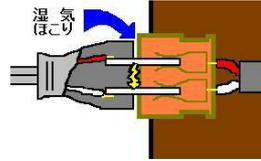


トラッキング現象のメカニズム

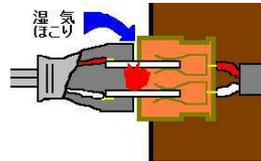
- ① コンセントとプラグのすき間に徐々にほこりが溜まっていき、このほこりが湿気を吸うことによって、プラグ両極で火花放電が繰り返される。



- ② 繰り返し発生する火花放電によって、プラグの両極間の絶縁状態が徐々に悪くなる。〔グラファイト（黒鉛）化により、電流が流れる。〕

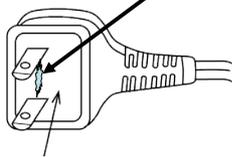


- ③ プラグの両極間の絶縁状態が悪くなり、電流が流れることにより生じた抵抗で発熱し、最後には発火する。



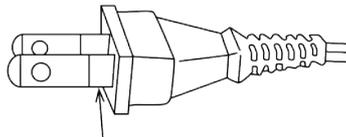
トラッキング現象の起きる場所 掃除が必要な場所

放電が繰り返されてグラファイト化（トラック）の出来る場所



ユリア樹脂など

(a) 耐トラッキング性能に優れたユリア樹脂やPBTを採用したもの



5mm以下

(b) 両刃間の沿面距離を長くしたもの（キャップ部分は5mm以下とする）

ほこりを溜めたまましていると発熱し発火する場合があります。



トラッキング火災を防ぐためには

- 常にプラグを差し込んだままの所は、時々抜いてきれいに掃除する。
- 使用後は、コンセントからプラグを抜いておく。
- コンセント、テーブルタップ、電源プラグ、コードが異常に発熱している時は、すぐに使用を止めて、電気店などで点検してもらう。
- 旅行などで長時間外出する時は、コンセントからプラグを抜いておく。
- 大掃除などの時に、チェックし、きれいに掃除する。

**これからも火災予防に防災に
ご協力ください**

